

いつも小社出版物をご利用いただき誠にありがとうございます。

「薬局」2011年5月号「第十六改正日本薬局方の改正点」に以下の誤りがございました。深くお詫びするとともにここに訂正いたします。

●P.36 左カラム 17行目

誤：口腔内適用製剤は口腔内で薬物が吸収される製剤である。

正：口腔内適用製剤は口腔内で薬物が吸収されるか、または局所で作用する製剤である。

●P.88 右カラム 2行目

誤：形状などを記載することとして、「また、それら以外のパリデートされたシンカーを用いることもできる。シンカーを使用することが規定されている場合、シンカーは別に規定する」という一文を挿入する改正を行った。ただしこの改正部分は日局16独自の記載であり不調和部分である。

正：形状などを記載する必要があるとして、16局では「シンカーを使用することが規定されている場合、シンカーは別に規定するもののほか、図6.10-2aに示したものをを用いる。」を追加した。ただし、この改正部分は日局独自の記載であり、不調和部分である。

●P.89 左カラム 下から5行目

誤：ただし、この追加部分は、20～25℃で試験液の体積を測定することを意図しているのではなく、例えば、従来通りメスシリンダーで計量し温度換算などの換算を行うような操作でもよい。

正：ただし、通常、試験液を脱気のために加温し、温時試験液をベッセルに注入する場合には、メスシリンダーによる容量は、20～25℃における容量の±1%の誤差内に収まるため、ほぼ20～25℃における計量と同等と見なすことができる。

●P.89 右カラム 5行目

誤：検査法中の「3. 判定」の項に記すこととした。

正：検査法中に記すこととした。